

2019年3月29日

お客様 各位

消費税法改正に伴うソリッドワークスの対応について

東京都品川区大崎 2丁目 1番 1号
ソリッドワークス・ジャパン株式会社

管理部

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、予定されている消費税法の改正により、**2019年10月1日**以降に販売代理店様を通じてお客様にご提供するライセンス製品、サブスクリプション・サービス等も改正消費税法の適用を受けることとなります。弊社と販売代理店様との間での取引における、新消費税率の適用に関する基本的な考え方につき、下記の通りご案内申し上げます。何卒よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. サブスクリプション・サービスを除く当社製品に関しては、**2019年10月1日**以降に弊社より販売代理店様に出荷する場合に、弊社から販売代理店様に消費税率を**10%**で請求させていただきます。
2. サブスクリプション・サービスは、弊社においては、役務提供に対する収益でありサービス契約期間に応じて収益計上していることから、**2019年10月1日**以降の期間を含むご契約の場合には、**2019年10月1日**以降部分の期間においては、消費税率は**10%**が適用されます。従いまして、**2019年9月**以前にご契約・お支払完了頂いたご契約であったとしても、**10月1日**以降部分の期間においては、消費税は**10%**の税率で弊社は販売代理店様に請求させていただくこととなります。

なお、販売代理店様とお客様との間のお取引においては、販売代理店様の収益計上の方法が異なる場合があることが考えられますが、弊社と販売代理店様との間の取引においては、上記の通りとなりますことをご理解頂ければ幸いです。

本件に関するお問い合わせは、お手数ですが、ご担当の販売代理店様までお願い申し上げます。

以上